

3 耐震化の必要性

(1) 災害に強いまちの実現

平成7年(1995年)阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の建築物を中心に被害が生じ、多くの死傷者が発生しました。

また、建築物の倒壊により幹線道路等が閉塞し、緊急車両の通行が妨げられ、復旧活動の大きな障害となるとともに、老朽化した木造住宅等が密集し、道路、公園等の都市基盤が十分に整備されていない密集市街地では、細街路の閉塞や火災の延焼が起こり、大都市特有の地震被害が顕在化しました。

平成28年(2016年)熊本地震では、地震動が大きく建築物の被害が著しい場所において、旧耐震基準だけでなく2000年基準導入前に建てられた新耐震基準の木造建築物の一部において被害が見られました。

このため、市においても、これらの建築物の耐震化を着実に図っていく必要があります。とりわけ、震災時において救急・救命活動、緊急支援物資の輸送等の大動脈となる幹線道路の沿道建築物の耐震化や、木造住宅が密集している市街地における建築物の耐震化・不燃化は、災害に強いまちの実現に不可欠です。

また、地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命や財産を守るだけでなく、まちの防災力の向上につながることから、早急に進めていく必要があります。さらに、被害を低減させ、在宅避難を可能とするよう、新耐震基準の木造住宅についても耐震化を進めていく必要があります。

(2) 緊急輸送道路から避難所等までの通行機能確保

市においては中央自動車道や甲州街道、東八道路、三鷹通り、鶴川街道等を中心とする震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの大動脈となる緊急輸送道路が走っています。

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に加え、災害時に住民の円滑な避難などが実施できるように、緊急輸送道路から避難所や防災備蓄倉庫などの地域の防災拠点を結ぶ地域輸送道路の沿道建築物の耐震化にも取り組んでいく必要があります。

第2章 耐震化の基本的な考え方

1 耐震化促進の基本方針

(1) 建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者自らが取り組むべき問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、建物所有者は地震による建築物の被害や損傷を防ぎ、生命と財産を守ることはもとより、建築物の倒壊による道路閉塞や出火の発生が地域の安全性に重大な影響を与える可能性があることを十分に認識し、耐震化に取り組む必要があります。

(2) 市の責務

建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、市民の自助や共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行います。また、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合には重点的に財政的支援をしていきます。

住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命や財産を守るだけでなく、都市の防災力の向上にもつながることから、耐震診断や耐震改修等を促進するため、必要に応じて耐震改修促進法などに基づく指導や助言、指示等を行います。

(3) 関係機関との連携

① 国及び都との連携

市は、本計画に基づき、都、建築関係団体、建物所有者等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組みます。

また、「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」等の様々な機会を通じて、国及び都と連携し、情報収集や連絡調整を行います。また、施策を展開する際には、国及び都の補助制度等を有効に活用するとともに、国及び都に対し、協力要請及び要望を行っていきます。

② 地域及び関係団体との連携

建築物の耐震化の促進に取り組む際には、地域住民や建築関係団体と協議、連携し、地域と市が一体となって耐震化の促進に向けて取り組みます。

2 計画対象の建築物

本計画で対象とする建築物は、市内に存在する建築物のうち、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における「新耐震基準（昭和56年6月1日施行）」導入以前に建築された「旧耐震基準」の建築物のうち、次に示すものとします。

また、新たに新耐震基準の木造住宅も計画対象とします。

表-2.1 計画の対象建築物【旧耐震基準】

建築物の種類		内 容	備 考
沿道建築物 緊急輸送道路	特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断義務付け対象建築物 ○特定緊急輸送道路の沿道建築物	○耐震改修促進法第7条第1項第2号に定める要安全確認計画記載建築物
	一般緊急輸送道路沿道建築物	○特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路の沿道建築物	○耐震改修促進法第14条第1項第3号に定める特定既存耐震不適格建築物
調布市緊急道路障害物除去路線沿道建築物		○緊急輸送道路を補完し、地域の防災拠点及び都知事が指定する防災拠点等を結ぶ路線の沿道建築物	○耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき定める通行障害を防ぐべき道路沿道建築物
住 宅		○戸建住宅（長屋住宅を含む） ○共同住宅	
特定建築物 ※1	民間特定既存耐震不適格建築物※2	○多数のものが利用する一定規模以上の民間建築物	○耐震改修促進法第14条に定める建築物（本計画では同条第1項第3号は一般緊急輸送道路沿道建築物として特定建築物からは除く）
	要緊急安全確認大規模建築物	耐震診断義務付け対象建築物 ○地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物	○耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物
防災上重要な公共建築物		○地震時に防災活動拠点等となる建築物	

※1 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物（同条第1項第3号に定める建築物は除く）及び耐震改修促進法附則第3条第1項に定める要緊急安全確認大規模建築物と用途・規模要件が同じ全ての民間建築物を「特定建築物」とします。

※2 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物（同条第1項第3号に定める建築物は除く）のうち、民間建築物を「民間特定既存耐震不適格建築物」とします。

表-2.2 計画の対象建築物【新耐震基準の木造住宅】

建築物の種類	内 容	備 考
住 宅	○戸建住宅（長屋住宅を含む） ○共同住宅	

(1) 緊急輸送道路等沿道建築物

地震により、緊急輸送道路等、防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがあります。また、地震発生後の緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動を困難にさせることが懸念されます。

このため、都は平成23年4月、東京都耐震化推進条例（以下「都耐震化推進条例」とします。）を施行し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に促進しています。また、耐震改修促進計画の変更（平成26年4月）及び改定（平成28年3月、令和2年3月、令和3年3月及び令和5年3月）を行い、耐震改修促進法に基づき沿道建築物の耐震化を促進していくことを位置付け、建物所有者に対する支援の拡充を図っています。

市では、緊急輸送道路沿道建築物に加えて、緊急輸送道路を補完して地域の防災拠点に繋がる道路の沿道建築物の耐震化を促進しています。

① 緊急輸送道路等

緊急輸送道路は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、東京都地域防災計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路です。

調布市緊急道路障害物除去路線は、緊急輸送道路を補完して、避難所や防災備蓄倉庫などの地域の防災拠点及び都知事が指定する防災拠点等を結ぶ路線です。

表-2.3 市における緊急輸送道路等の定義

区 分		内 容
緊急輸送道路	特定緊急輸送道路	緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると都知事が認める道路
	一般緊急輸送道路	特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路
調布市緊急道路障害物除去路線		緊急輸送道路を補完し、地域の防災拠点及び都知事が指定する防災拠点等を結ぶ道路

② 緊急輸送道路の指定

ア 特定緊急輸送道路

耐震化推進条例に基づき、緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」とします。

イ 一般緊急輸送道路

特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を「一般緊急輸送道路」とします。

③ 調布市緊急道路障害物除去路線の指定

「地域の防災拠点に繋がる道路沿道建築物の耐震化に関する指針」に基づき、特定及び一般緊急輸送道路を補完して、地域の防災拠点を繋ぐ役割を担う道路を調布市緊急道路障害物除去路線として指定しています。

④ 沿道建築物

耐震化を推進する沿道建築物は、図-2.1 に示す建築物として定めています。

緊急輸送道路等沿道建築物のうち、特定緊急輸送道路に敷地が接するものを「特定緊急輸送道路沿道建築物」、一般緊急輸送道路に敷地が接するものを「一般緊急輸送道路沿道建築物」、調布市緊急道路障害物除去路線に敷地が接するものを「調布市緊急道路障害物除去路線沿道建築物」とします。

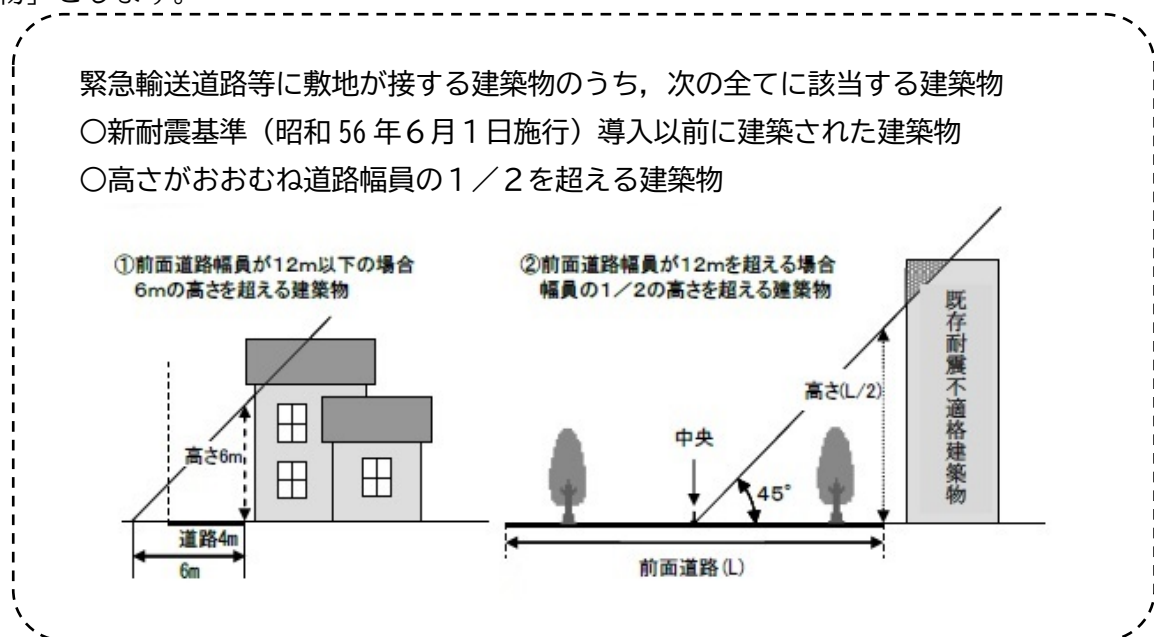


図-2.1 沿道建築物の要件

⑤ 耐震改修促進法上の位置づけ

耐震改修促進法では、都や市区町村が耐震改修促進計画で地震時の建物倒壊による通行障害を防ぐべき道路を定め、その沿道建築物の耐震化を促進することとしています。

このため、都は、特定緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく「建築物集合地域通過道路等」として位置付け、同法第7条第1項第2号により特定緊急輸送道路沿道建築物を「要安全確認計画記載建築物」として耐震診断の実施を義務付けています。

また、一般緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく地震時の建築物の倒壊による通行障害を防ぐべき道路として位置付けており、一般緊急輸送道路沿道建築物は同法第14条第1項第3号における「特定既存耐震不適格建築物」に該当します。

市は、地域の実情を踏まえ、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき、通行障害を防ぐべき道路を指定しています。

⑥ 緊急輸送道路沿道建築物の所有者と占有者の義務

地震により緊急輸送道路沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路が閉塞した場合における被害の影響の広範さを鑑み、沿道建築物の所有者は、社会的責任を認識して耐震化に努めるものとし、沿道建築物の占有者は、所有者が行う耐震化の実現に向けて協力するよう努めるものとしています。

表-2.4 緊急輸送道路沿道建築物の所有者と占有者の義務等

区 分		内 容	根拠条文
特定緊急輸送道路沿道建築物	所有者	沿道建築物の耐震診断を実施し、その結果を知事に報告しなければならない〈義務〉※	都耐震化推進条例 第10条第1項、 第2項
		沿道建築物の耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告しなければならない〈義務〉※	耐震改修促進法 第7条第1項第2号
		耐震診断の結果、地震に対する安全性の基準に適合しない場合、耐震改修等を実施するよう努めなければならない〈努力義務〉	都耐震化推進条例 第10条第3項 耐震改修促進法 第11条
		占有者に対し、地震に対する安全性の基準に適合しない旨を通知するよう努めなければならない〈努力義務〉	都耐震化推進条例 第10条第4項
	占有者に対し、耐震改修等の実現に向けた協力を求めるよう努めなければならない〈努力義務〉	都耐震化推進条例 第10条第5項	
	占有者	所有者が行う耐震改修等の実現に向けて協力するよう努めなければならない〈努力義務〉	都耐震化推進条例 第14条の2第2項
一般緊急輸送道路沿道建築物	所有者	耐震診断の結果、地震に対する安全性の基準に適合しない場合、耐震改修等を実施するよう努めなければならない〈努力義務〉	耐震改修促進法 第14条第1項第3号

※ 耐震診断の結果の報告期限は「平成26年度末」です。



(特定緊急輸送道路について、平成23年6月指定、令和5年3月指定変更)

図-2.2 特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路
 (出典：東京都「東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）」)

(2) 住宅

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命と財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐことができ、円滑な消火活動、避難、救助が可能となり、市街地の防災性向上につながります。

また、震災による住宅の損傷が軽微であれば、修復により継続して居住することが可能であり、早期の生活再建にも効果的です。このことから、住宅の耐震化を促進する必要があります。

(3) 特定建築物

多数の者が利用する一定規模以上の建築物が倒壊した場合、多くの利用者や居住者が被害を受けるだけでなく、倒壊による道路の閉塞により消火活動や避難に支障をきたす可能性があります。また、企業の事業継続が困難になるなど、経済活動へも大きな影響があります。このことから着実に耐震化を図る必要があります。

耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物や自力での避難が困難な高齢者や乳幼児などが利用する建築物のうち大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と位置付け、要安全確認計画記載建築物と同様に耐震診断の実施を義務付けています。

また、要緊急安全確認大規模建築物を除く、多数の者が利用する一定規模以上の建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と位置付けています。

これらのうち、次表に示す建築物を特定建築物として引き続き耐震化を推進していきます。

表-2.5 特定建築物一覧表（耐震改修促進法第14条，附則第3条）

用途	特定既存耐震不適格建築物		要緊急安全確認 大規模建築物の 規模要件 (附則第3条)	
	規模要件 (法第14条)	指示対象となる 規模要件 (法第15条)		
学校	小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	階数2以上かつ 3,000㎡以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上	
ボーリング場，スケート場，水泳場等の運動施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
病院，診療所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
劇場，観覧場，映画館，演芸場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
集会場，公会堂	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
卸売市場	階数3以上かつ 1,000㎡以上			
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
ホテル，旅館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）, 寄宿舍, 下宿	階数3以上かつ 1,000㎡以上			
事務所	階数3以上かつ 1,000㎡以上			
老人ホーム，身体障害者福祉ホーム等に類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上	
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センター等に類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上	
幼稚園，幼保連携型認定こども園，保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	
博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
遊技場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
公衆浴場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
飲食店，キャバレー，料理店等に類するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行等に類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）	階数3以上かつ 1,000㎡以上			
車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
保健所，税務署など公益上必要な建築物	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で規定するもの	500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上	

(4) 防災上重要な公共建築物

公共建築物は多くの市民に利用されるとともに、災害時の活動拠点、避難施設等として重要な役割を担っています。また、公共建築物を耐震化することは、民間建築物の耐震化を進めていく上で先導的な役割を果たします。市は防災上重要な公共建築物について耐震化を図り、平成23年度にすべて耐震化が完了しています。

(5) 組積造の塀

危険なブロック塀等を放置し、地震により倒壊してしまった場合、通行人が被害を受けるとともに、倒壊による道路の閉塞により避難や救急・消火活動に支障を来すおそれがあることから、ブロック塀等の耐震化を促進していきます。

① 通行障害建築物となる組積造の塀

耐震改修促進法では、耐震改修促進計画で地震時の建築物の倒壊による通行障害を防ぐべき道路を定め、その沿道建築物（通行障害建築物）の耐震化を促進することとしており、平成31年1月の耐震改修促進法施行令等の改正により、建物に付属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等が通行障害建築物に追加されました。

このため、都は、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき「建築物集合地域通過道路等」に位置付けている特定緊急輸送道路に面する組積造の塀のうち、長さ8mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に付属するもの（以下、「通行障害建築物となる組積造の塀」とします。）を「要安全確認計画記載建築物」として令和2年4月1日から耐震診断の実施を義務付けています（耐震診断の結果報告の期限は、令和3年度末）。

特定緊急輸送道路に接する建物に付属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀

- 新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された塀
- 長さが8mを超える塀
- 高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超える塀

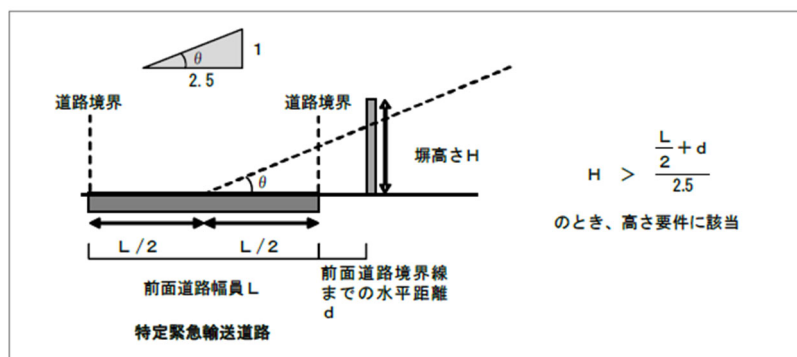


図-2.3 通行障害建築物となる組積造の塀の要件
 （出典：東京都「東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）」）

(6) がけ・擁壁等

台風や地震など災害時に、がけ崩れや土砂流出の二次被害を防ぐため、事前の備えをしておく必要があります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、令和元年9月に土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」とします。）が指定されました。市内では、「土砂災害警戒区域」として52箇所，このうち41箇所は「土砂災害特別警戒区域」に指定されています。市は，これを受けて，警戒避難体制の整備，土砂災害ハザードマップの作成・配布を行っています。

3 耐震化の現状と課題

(1) 緊急輸送道路等沿道建築物

特定緊急輸送道路沿道建築物，一般緊急輸送道路沿道建築物及び調布市緊急道路障害物除去路線沿道建築物を，「緊急輸送道路等沿道建築物」とします。

① 特定緊急輸送道路沿道建築物

ア これまでの取組

都は，「東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し，特に沿道建築物の耐震化を進める重要な道路を「特定緊急輸送道路」に指定しました。

その後，特定緊急輸送道路沿道建築物について，耐震改修促進法に基づく「要安全確認計画記載建築物」として，耐震診断を義務化しました（令和3年度末時点で市の耐震診断実施率100%）。

また，都は，令和元年度までは耐震化率を指標として目標設定を行ってきましたが，令和2年3月の一部改定で，特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる以下の新たな指標を用いて目標設定を行いました。

区間到達率：都県境からある区間に到達できる確率
総合到達率：区間到達率の路線長さに基づく平均値

市では，令和元年度末に耐震化率90%，かつ，特に倒壊の危険性が高い建築物（ I_s 値が0.3未満相当の建築物）の解消，令和7年度末に耐震化率100%の目標達成を目指し，取り組んできました。

平成23年10月に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を開始し，特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者を対象に，耐震診断（平成29年3月31日に終了）および補強設計，耐震改修，建替え，除却の耐震化促進事業に要する費用の補助を行ってきました。

イ 現状

令和4年度末の実態調査によると，市内の特定緊急輸送道路沿道の建築物で，高さが道路幅員のおおむね1/2を超える建築物は，表-2.6に示すように342棟あります。このうち，耐震性のあるものは307棟であり，耐震化率は89.8%となります。

また，都が新たに示した指標では，図-2.5に示すように令和4年6月時点で市内に区間到達率60%未満の路線はなく，市東部の甲州街道と三鷹通りは区間到達率60%以上80%未満となっています。

ウ 課題

耐震性が不十分な建物で， I_s 値0.3未満の特に倒壊の危険性の高い建築物が残っており，これらを解消することが区間到達率及び総合到達率の向上に大きく寄与することから，早期解消を図っていく必要があります。

令和3年度末時点で，市内の特定緊急輸送道路沿道建築物の全てで耐震診断が行われまし

たが、およそ半数は耐震化されていません。このことから、耐震改修が実施されるよう引き続き取り組んでいく必要があります。

表-2.6 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状（令和4年度末）

単位：棟

種別	昭和56年以前の建築物 A	昭和57年以降の建築物 B	合計 A+B=C	Aのうち耐震性のあるもの D	耐震化率 (B+D)/C
特定緊急輸送道路沿道建築物	76	266	342	41	89.8%

- ※ 平成25年度末の実態調査と、以後の実績によります。
- ※ 昭和56年以前の建築物は旧耐震基準の建築物、昭和57年以降の建築物は新耐震基準の建築物を示します。
- ※ 昭和56年以前の建築物には除却・建替えを含みます。

【参考】表-2.7 特定緊急輸送道路沿道建築物（補助対象建築物）の耐震化率等（令和4年度末）

単位：棟

種別	対象建築物数 A	耐震化済			耐震化率 D/A
		耐震性あり B	建替え・除却済 C	合計 D=B+C	
特定緊急輸送道路沿道建築物（補助対象建築物）	71	18	18	36	50.7%
特定緊急輸送道路沿道建築物（公共建築物）	5	1	4	5	100.0%
合計	76	19	22	41	53.9%

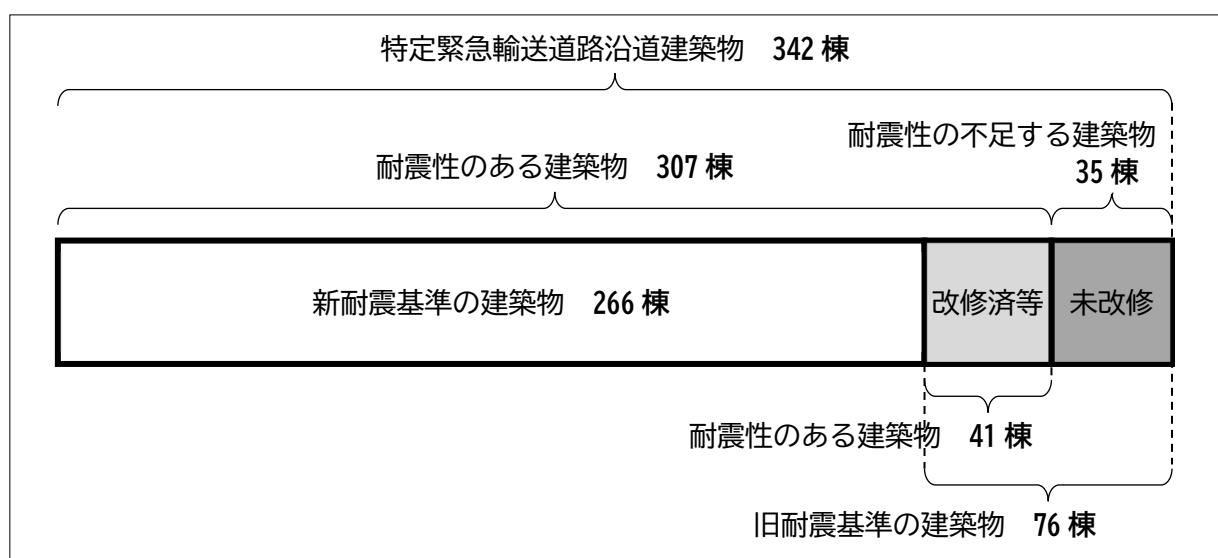


図-2.4 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況

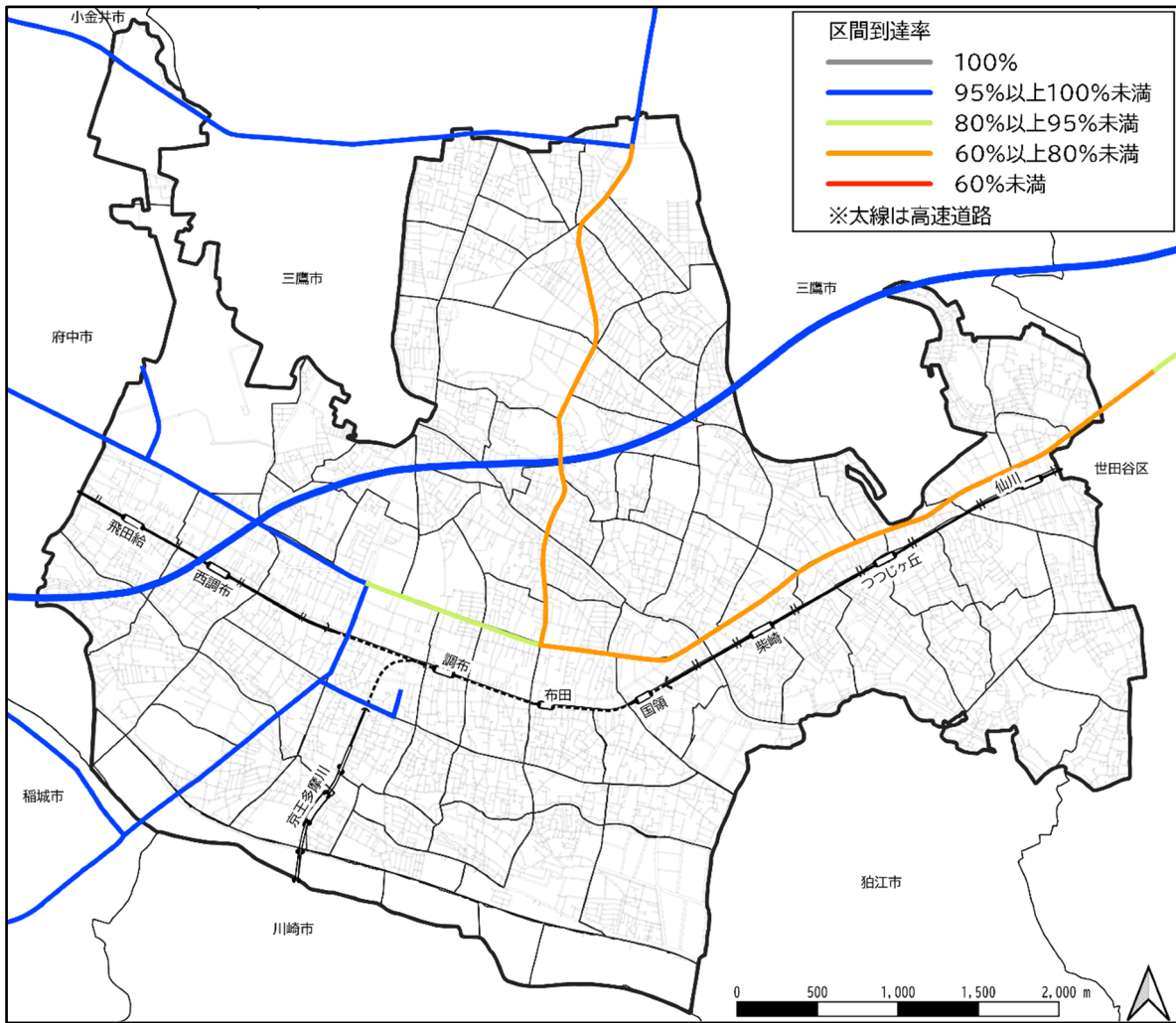


図-2.5 令和5年6月区間到達率図

(出典：東京都耐震ポータルサイト「区間到達率図（令和5年6月末時点）」より作成)

表-2.8 市内の特定緊急輸送道路

路線名			区間地点	延長
1	特定	中央自動車道	市内全線	4.8 km
2	特定	甲州街道	市内全線	8.3 km
3	特定	東八道路	野水2丁目1番地～野水2丁目3番地	0.7 km
4	特定	東八道路	深大寺北町6丁目53番地～深大寺北町6丁目55番地	0.1 km
5	特定	東八道路	深大寺北町4丁目28番地～深大寺東町7丁目46番地	0.4 km
6	特定	スタジアム通り	飛田給1丁目34番地～西町 (甲州街道～調布飛行場西側府中境)	0.6 km
7	特定	鶴川街道	市内全線	2.2 km
8	特定	品川通り	下石原3丁目59番地～小島町2丁目40番地 (鶴川街道～小島町3丁目交差点)	0.5 km
9	特定	市役所前通り	小島町2丁目40番地～小島町2丁目35番地 (小島町3丁目交差点～調布市役所前)	0.2 km
10	特定	三鷹通り	布田2丁目11番地～深大寺東町8丁目33番地 (甲州街道～三鷹境)	3.3 km

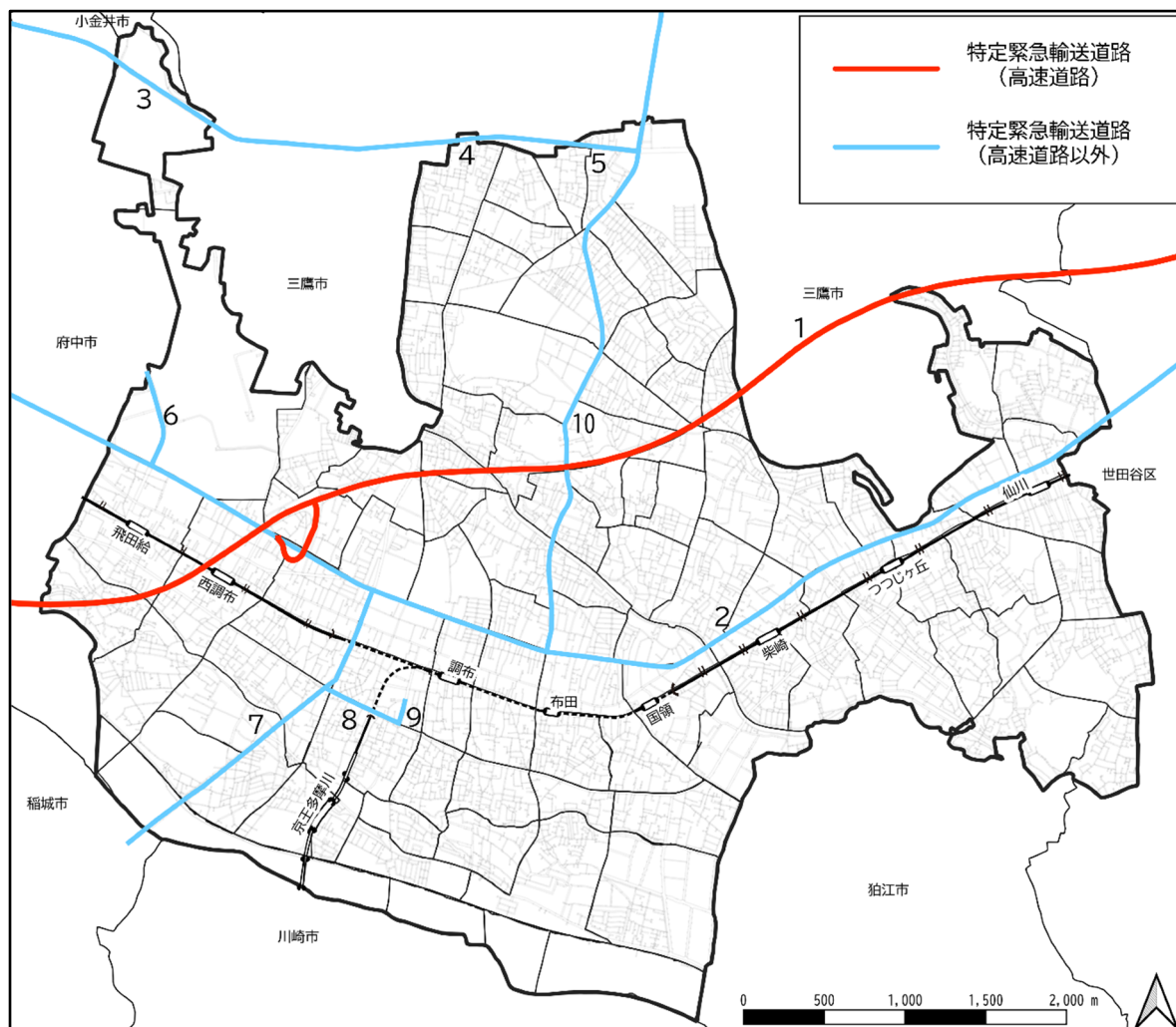


図-2.6 市内の特定緊急輸送道路